

安全で健康なくらしができるまちに

大気汚染や水質汚濁などの公害は、市民の生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。そのため、継続した現状調査と改善に向けた対策の実施が必要です。

また、化学物質など、将来顕在化してくる可能性がある環境問題についても、適切に対処していくことが必要です。

公害の現況

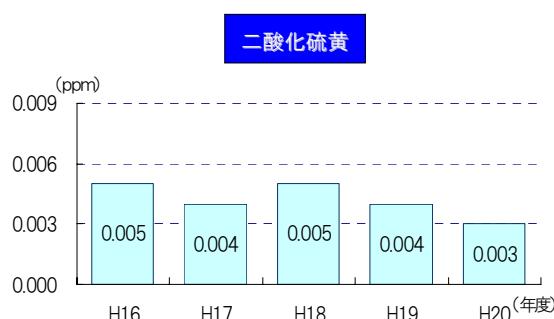
1 大気汚染

1 一般大気環境常時監視測定結果

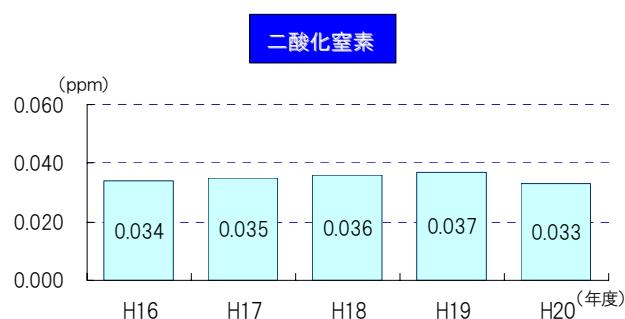
大気汚染物質の常時監視として、羽根町（岡崎市羽根大気測定局）で常時監視をしています。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは、環境基準を達成しませんでした。（図2－1）

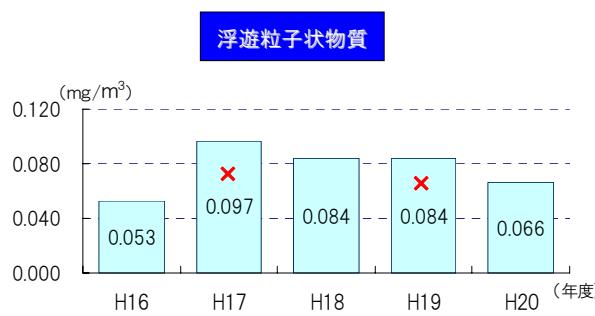
図2－1 一般大気環境常時監視測定結果 [×…未達成]



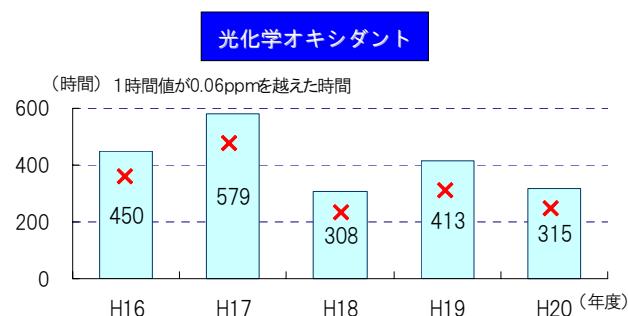
※2%除外値が0.04ppm以下、ただし1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと



※98%値が0.06ppm以下



※2%除外値が0.10mg/m³以下、ただし1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと



※年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下

2 有害大気汚染物質調査結果

有害大気汚染物質による大気の状況を把握するため、大平町（岡崎市大平大気測定局）、美合町（岡崎市総合検査センター）で調査を実施しています。（表2－1）

環境基準が定められているベンゼン等4物質の平成20年度の調査結果は、いずれも環境基準を達成しました。

表2－1 有害大気汚染物質調査結果〔平成20年度〕

物質名	環境基準	大平町（岡崎市大平大気測定局）		美合町（岡崎市総合検査センター）	
		検体数	平均値	検体数	平均値
ベンゼン	3	12	1.6	12	1.3
トリクロロエチレン	200	12	0.19	12	0.22
テトラクロロエチレン	200	12	0.081	12	0.082
ジクロロメタン	150	12	3.0	12	3.2

※平均値の算出は算術平均により、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2として算出。

3 二酸化窒素濃度状況

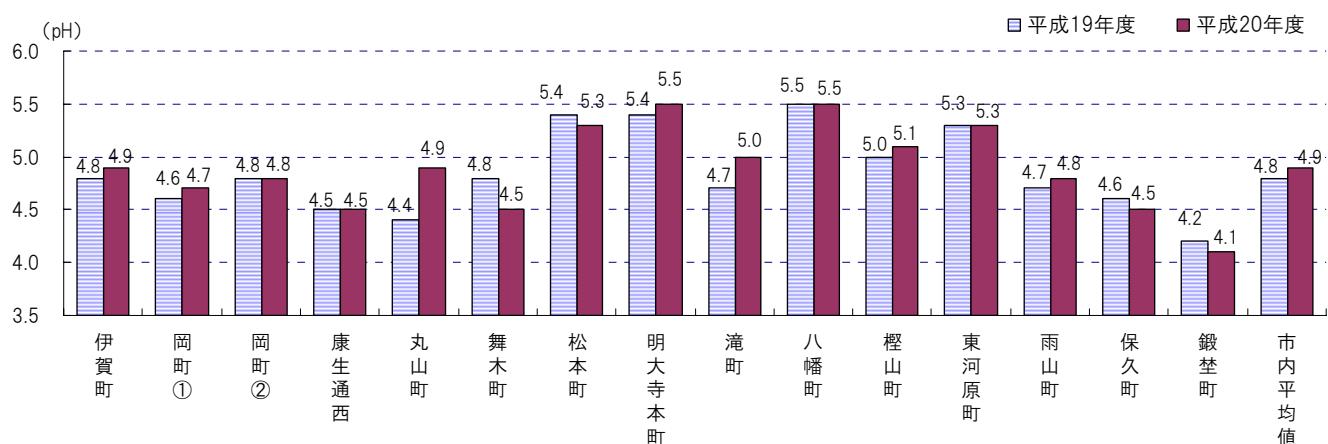
二酸化窒素の汚染状況を把握するため、大気汚染監視市民ボランティアを募集し、フィルターバッジ法による簡易測定を実施しました。市内61地点の年平均値は0.019ppmでした。

4 酸性雨調査

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨でもpH5.6程度となっています。このため一般的にはpH値が5.6より低い雨を酸性雨といい、その原因是、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。

本市では、環境保全委員の協力を得て、平成8年から継続して調査を実施しています。平成20年度の全調査地点平均値は、pH4.9でした。（図2－2）

図2－2 酸性雨観測調査結果（pH）



2 水質汚濁

1 公共用水域水質調査

市内の31河川54地点において、定期的に水質調査を実施しています。カドミウム等の人の健康にとって有害な物質については環境基準を達成していました。また、要監視項目についても指針値を超過する地点はありませんでした。

次の6河川について水域類型の指定がされており、生活環境の保全に関する環境基準が適用されます。平成20年度は、有機汚濁の代表的な指標であるBODについて、すべての地点で達成しましたが、A・B類型で環境基準が設定されている大腸菌群数については、すべての地点で達成ませんでした。(表2-2)(図2-3)

- 乙川(岡崎市上水道取入口)(A類型)、占部用水取入口(B類型)
- 男川(A類型)
- 矢作川(B類型)
- 巴川(A類型)
- 鹿乗川(C類型)
- 雨山川及び乙女川下流(A類型)

表2-2 環境基準(生活環境項目)適合状況

河川名	検査項目	基準値	平成18年度	適合	平成19年度	適合	平成20年度	適合
① 乙川 (岡崎市上水道取入口) A類型	pH	6.5~8.5	7.0	○	7.1	○	7.1	○
	BOD75%値(mg/l)	2以下	1.0	○	1.1	○	1.0	○
	SS(mg/l)	25以下	2	○	2	○	2	○
	DO(mg/l)	7.5以上	9.2	○	9.3	○	9.4	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,000以下	38,000	×	27,000	×	8,800	×
② 乙川 (占部用水取入口) B類型	pH	6.5~8.5	7.1	○	7.4	○	7.3	○
	BOD75%値(mg/l)	3以下	2.2	○	2.2	○	1.7	○
	SS(mg/l)	25以下	3	○	4	○	3	○
	DO(mg/l)	5以上	8.8	○	9.0	○	9.0	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	5,000以下	100,000	×	40,000	×	15,000	×
③ 男川 (学校橋) A類型	pH	6.5~8.5	7.0	○	7.3	○	7.2	○
	BOD75%値(mg/l)	2以下	0.6	○	0.6	○	0.7	○
	SS(mg/l)	25以下	1	○	1	○	1	○
	DO(mg/l)	7.5以上	9.7	○	9.8	○	9.8	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,000以下	26,000	×	54,000	×	10,000	×
④ 矢作川 (美矢井橋) B類型	pH	6.5~8.5	7.0	○	7.2	○	7.3	○
	BOD75%値(mg/l)	3以下	1.3	○	0.9	○	0.8	○
	SS(mg/l)	25以下	3	○	6	○	3	○
	DO(mg/l)	5以上	8.5	○	9.0	○	9.8	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	5,000以下	18,000	×	24,000	×	12,000	×
⑤ 巴川 (細川頭首工) A類型	pH	6.5~8.5	6.9	○	7.1	○	7.1	○
	BOD75%値(mg/l)	2以下	0.6	○	0.8	○	0.9	○
	SS(mg/l)	25以下	2	○	2	○	3	○
	DO(mg/l)	7.5以上	9.3	○	9.6	○	9.6	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,000以下	41,000	×	17,000	×	3,300	×
⑥ 鹿乗川 (東鹿乗川橋) C類型	pH	6.5~8.5	7.1	○	7.1	○	7.1	○
	BOD75%値(mg/l)	5以下	5.8	×	4.8	○	3.0	○
	SS(mg/l)	50以下	17	○	13	○	6	○
	DO(mg/l)	5以上	5.9	○	6.3	○	6.4	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	—	550,000	—	440,000	—	170,000	—
⑦ 雨山川及び乙女川下流 (ツノジ橋) A類型	pH	6.5~8.5	7.1	○	7.2	○	7.2	○
	BOD75%値(mg/l)	2以下	<0.5	○	0.6	○	<0.5	○
	SS(mg/l)	25以下	1	○	2	○	1	○
	DO(mg/l)	7.5以上	9.3	○	9.9	○	9.6	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,000以下	12,000	×	7,600	×	8,700	×

図2-3 公共用水域類型指定調査地点図



2 市民ボランティアによる河川状況調査

河川の状況を把握するため、河川調査市民ボランティアを募集し、パックテストによるC O D調査、ごみの様子、魚の有無など水量、水質、生態系、水辺について調査を行いました。

3 地下水調査

① 地下水質測定計画に係る概況調査

市内の全体的な地下水質の概況を把握するため、メッシュ調査及び定点調査を実施しました。

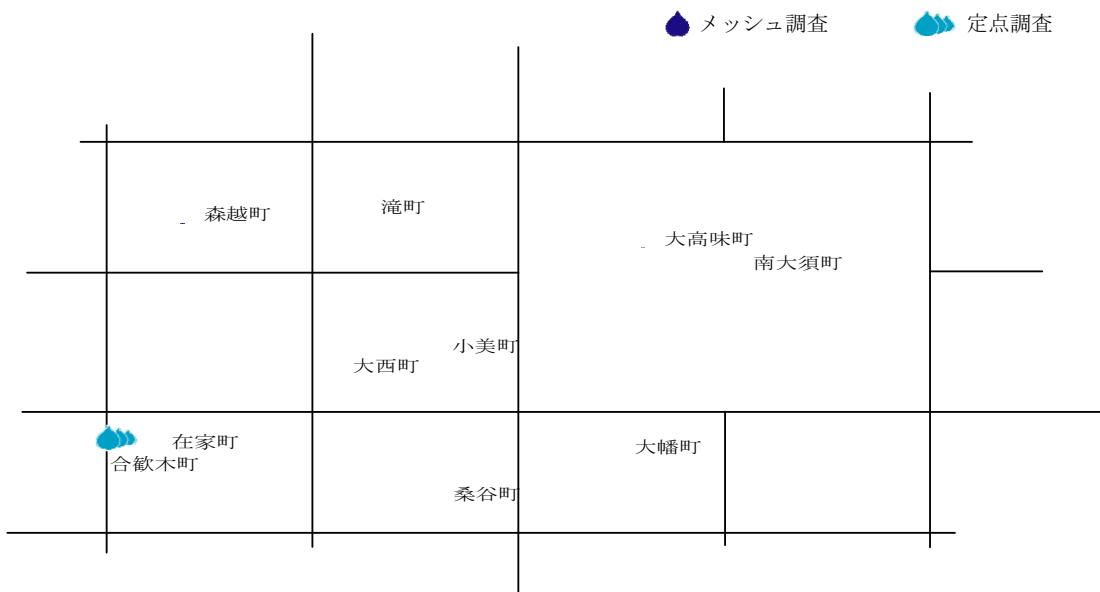
(a) メッシュ調査

市内を約5km及び10kmメッシュに区分し、市全域の地下水質の概況を把握するための調査。

(b) 定点調査

市内の代表的な地点において、地下水質の経年的な変化を把握するための調査。

<概況調査地点図>



計10地点（【メッシュ調査】9地点【定点検査】1地点）で調査を行い、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準を超過しました（表2-3）。

表2-3 地下水質測定計画に係る概況調査基準超過地点結果

調査地点	項目	検出濃度(mg/l)	環境基準(mg/l)
大西町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	10

② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査または事業者からの報告等により、地下水の水質汚濁に係る環境基準を超える汚染が新たに判明したため、汚染の発見された井戸の周囲の地点において調査を行いました。3地点で調査を行い、2地点で環境基準を超過しました（表2-4）。

表2-4 汚染井戸周辺地区調査（環境基準超過地点について抜粋）

調査地点	項目	調査 井戸数	超過 井戸数	最大検出濃度 (mg/l)	環境基準 (mg/l)
大西町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	1	12	10
西中町	六価クロム	16	1	0.06	0.05
	トリクロロエチレン	16	3	0.060	0.03
	テトラクロロエチレン	16	1	0.016	0.01

③ 定期モニタリング（継続監視）調査

これまでの概況調査及び事業者からの報告等で判明した地下水の汚染地域において、継続的な調査を行っています。27地点で継続調査を行い、14地点で環境基準を超過しました（表2-5）。

表2-5 定期モニタリング（継続監視）調査（環境基準超過地点について抜粋）

調査地点	項目	調査 井戸数	超過 井戸数	最大検出 濃度(mg/l)	環境基準 (mg/l)
若松町	鉛	2	1	0.012	0.01
大平町	テトラクロロエチレン	3	1	0.035	0.01
康生通西		1	1	0.013	
細川町		8	3	0.19	
板田町		1	1	24	
上地町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	1	12	10
奥殿町		2	2	12	
坂左右町		2	1	15	
中之郷町		1	1	13	
福岡町		2	2	15	
細川町		9	4	21	
美合町		2	1	11	
宮石町		4	1	11	
竜泉寺町		4	2	14	

④ 汚染地域の対応

汚染が判明した井戸及び地域については、井戸所有者等に注意を呼びかけるとともに、今後も継続調査を実施します。

3 土壤汚染

土壤汚染のほとんどは、事業活動に伴って排出された重金属などの有害物質によって汚染された水、又は大気を媒体としてもたらされた「二次公害」ともいべきものです。一度汚染されると水質、大気の汚染が解消されても、土壤中に蓄積している有害物質は、そのままでは容易に減少することなく長期的な悪影響を与え続けます。そのため、土壤汚染が進むと、有害物質が井戸水を汚染したり、農作物に吸収されたりして、それらを長期的に飲食した場合、人体に害をおよぼすおそれがあります。

平成 20 年度は、こうした汚染の有無を把握するため、市内 3 地点で調査を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

4 ダイオキシン類

1 大気環境ダイオキシン類調査

平成 20 年度は、下青野（岡崎市六ッ美市民センター）、大平町（岡崎市大平大気測定局）及び美合町（岡崎市総合検査センター）において調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。

（表 2-6）

表 2-6 大気環境ダイオキシン類調査結果

(pg-TEQ/m³)

調査年度	下青野	山綱町	羽根西新町	大平町	美合町	基準値
平成 18 年度	—	—	0.032	0.033	0.033	0.6
平成 19 年度	—	0.026	—	0.041	0.030	
平成 20 年度	0.044	—	—	0.028	0.025	

2 水環境ダイオキシン類調査

① 河川水質及び底質

平成 20 年度は、乙川（2 地点）、男川及び巴川の 4 地点の水質及び底質調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。（表 2-7・8）

表 2-7 水環境（河川水質）ダイオキシン類調査結果

(pg-TEQ/ℓ)

調査年度	乙川		男川	巴川	基準値
	岡崎市 上水道取水口	占部用水 取入口	学校橋	細川頭首工	
平成 18 年度	0.18	0.12	0.083	0.22	1
平成 19 年度	0.22	0.29	0.12	0.24	
平成 20 年度	0.24	0.22	0.16	0.64	

表2-8 水環境（河川底質）ダイオキシン類調査結果

(pg-TEQ/g)

調査年度	乙川		男川	巴川	基準値
	岡崎市 上水道取水口	占部用水 取入口	学校橋	細川頭首工	
平成18年度	1.1	0.88	0.50	1.0	150
平成19年度	0.40	0.89	0.57	0.25	
平成20年度	2.9	0.48	1.6	0.24	

② 地下水

平成20年度は、2地点で調査を実施し、いずれも環境基準を達成しました。（表2-9）

表2-9 水環境（地下水）ダイオキシン類調査結果〔平成20年度〕

(pg-TEQ/l)

調査地点	調査結果	基準値
滝町地内	0.063	1
南大須町地内	0.062	

3 土壤環境ダイオキシン類調査

平成20年度は、3地点で調査を実施し、いずれも環境基準を達成しました。（表2-10）

表2-10 土壤中ダイオキシン類調査結果〔平成20年度〕

(pg-TEQ/g)

調査地点	調査結果	基準値
河原町	0.095	1,000
上地2丁目	0.0041	
大幡町	0.079	



藪下公園



大幡農村公園

5 騒音

環境基準の類型ごとにおおむね一定の面積となるよう評価区域を設定し、市内の環境騒音を調査した結果、昼間の時間帯については1地点、夜間の時間帯についても1地点で達成しませんでした。(表2-11)

表2-11 環境騒音測定結果〔平成20年度〕

測定地点	類型	環境基準(昼間)	測定値(昼間)	環境基準(夜間)	測定値(夜間)	(dB)
細川町字扇田	A	55	49	45	41	
百々町字池ノ入	B	55	51	45	44	
本宿町字梨子木	A	55	47	45	44	
橋目町字屋敷	C	60	47	50	42	
西大友町字桃々木	B	55	50	45	42	
井田町1丁目	C	60	56	50	46	
日名本町	C	60	50	50	41	
滝町字丸根	A	55	45	45	36	
中町9丁目	A	55	43	45	42	
明大寺町字中道	C	60	45	50	42	
江口3丁目	C	60	52	50	45	
下和田町字高畠	B	55	45	45	40	
中島町字町後	A	55	54	45	45	
六名本町	B	55	50	45	40	
竜美台2丁目	A	55	56	45	46	
上地4丁目	A	55	44	45	42	
※牧平町字荒井野	—	参考値	43	参考値	40	

※は、都市計画区域外の地域であるため、環境基準が適用されない。

: 基準不適合

6 悪臭

悪臭公害は、人に不快感を与える感覚公害で、その発生源は多岐にわたり、臭いをだす物質は数十万ともいわれており、好まれる香りもあれば、し尿臭、腐敗臭のように嫌われる臭いもあります。

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭の発生の恐れのある事業場について毎年度届出を義務づけ、施設の適正な管理及び悪臭の発生防止について指導しています。(表2-12)

表2-12 届出件数〔平成20年度〕

業種	届出件数
畜産農業	
イ) 豚房施設（豚房総面積 50m ² 以上）	4
ロ) 牛房施設（牛房総面積 200m ² 以上）	16
ハ) 鶏3,000羽以上飼育	14
乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料製造業	1
シェルモールド法による鋳物製造業	4
し尿処理場	1
ごみ処理場	8
終末処理場	1
合計	49

7 地盤沈下（平成 19 年度）

地盤沈下は地下水の過剰な汲み上げが主な原因で起こるもので、地表面がある程度広い範囲で長い期間をかけて徐々に沈下する現象です。

県下の地盤沈下の状況の把握、地下水位の変動及び沈下量を監視するため、愛知県内（愛知県、国土交通省、名古屋市及び名古屋港管理組合）で 819 地点の水準測量並びに地盤沈下観測所 37 か所（91 井）では常時、また委託井 138 井では毎月 1 回、地下水位の観測を行っています。市内では 2 か所の地盤沈下観測所で地下水位の観測を行っており、2 か所の既設井戸について動・静水位の観測も行っています。（図 2-4）

平成 18 年度の西三河地域の状況は、年間 1 cm 以上沈下した水準点は観測されませんでした。また、観測井の地下水位は前年と比較すると、平均 0.11m 低下しました。（図 2-5）

過去に矢作古川の河口部の吉良町を中心に西尾市、一色町の一部で緩やかな沈下傾向が見られていましたが、最近では沈静化の傾向を示しています。岡崎市内においては沈下の傾向は見られていません。

地盤沈下防止のために、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び県条例に基づく地下水揚水規制が行われていますが、本市地域ではこれらの規制対象区域に該当しません。

なお、県条例により、揚水設備でポンプの吐出口の断面積が合計 19cm² を超えるものについては、水量測定器の設置及び地下水揚水量の報告が義務づけられています。

図 2-4 地下水位月間変化〔平成 19 年度〕

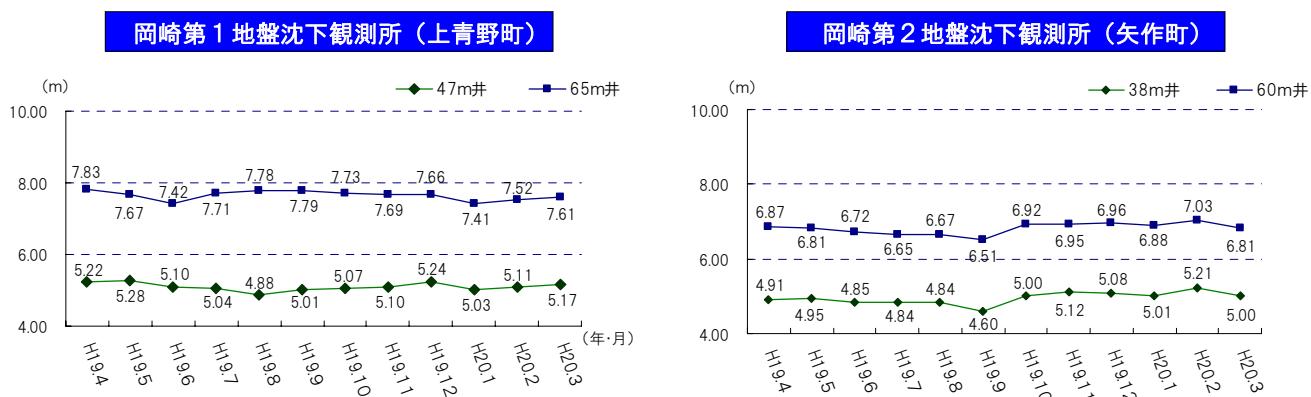
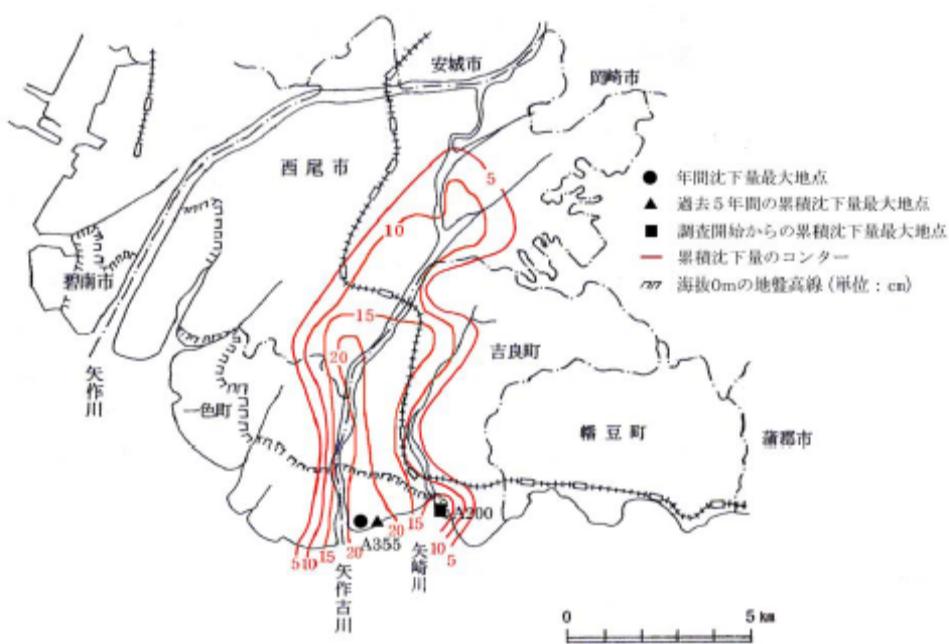


図 2-5 累積沈下量状況図（昭和 50 年度～平成 19 年度）



(資料：愛知県)

8 交通公害

1 大気汚染

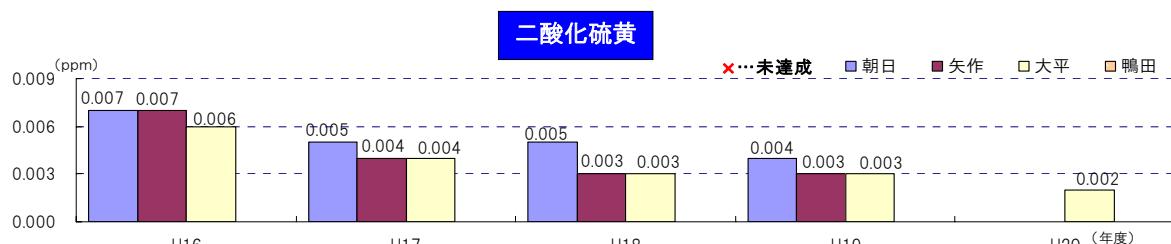
① 自動車排ガス測定局常時監視調査結果

自動車排ガス調査のため、朝日町（岡崎市朝日大気測定局）、矢作町（岡崎市矢作大気測定局）、大平町（岡崎市大平大気測定局）、鴨田町（岡崎市鴨田大気測定局）において、常時測定を実施しています。

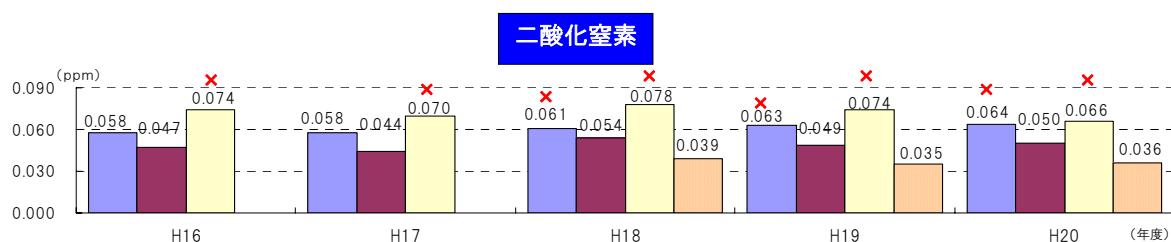
二酸化硫黄、一酸化炭素は、すべての地点で環境基準を達成しましたが、二酸化窒素（朝日・大平）、浮遊粒子状物質（大平）、光化学オキシダント（大平・鴨田）は環境基準を達成しませんでした。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）の対策地域に本市も指定されているため、今後、二酸化窒素及び粒子状物質の改善が期待されます。（図2-6）

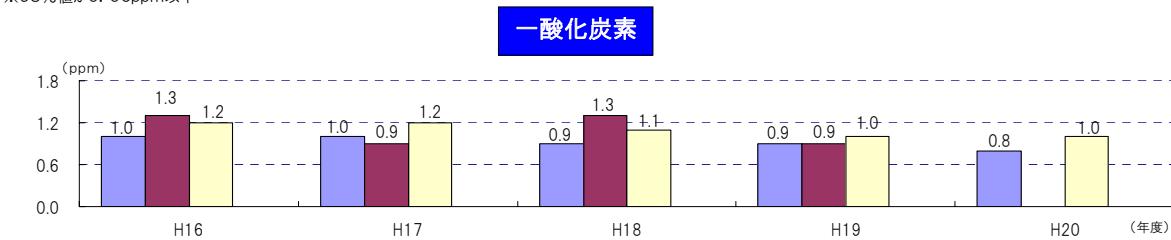
図2-6 自動車排ガス測定局常時監視調査結果



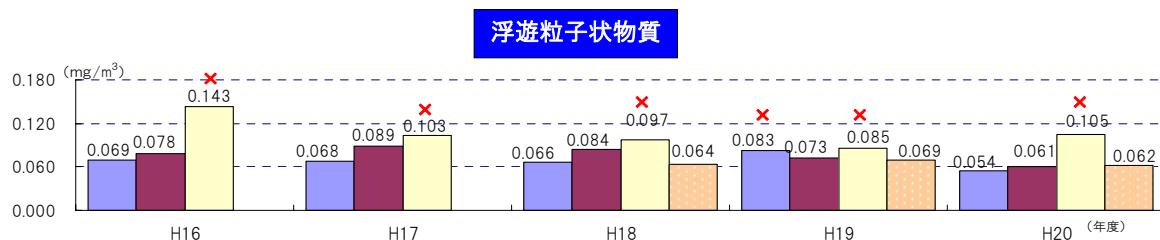
※2%除外値が0.04ppm以下、ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日連続しないこと



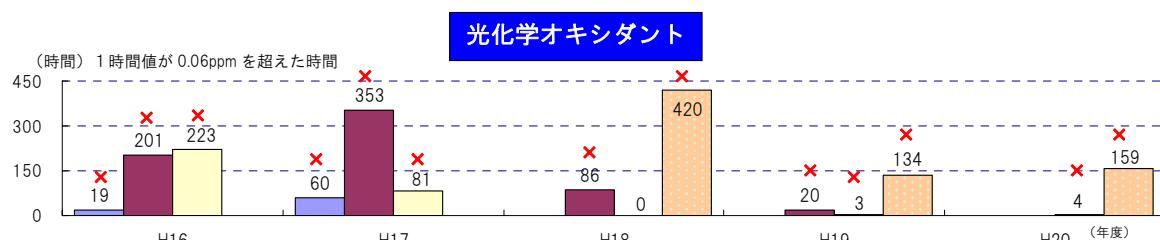
※98%値が0.06ppm以下



※2%除外値が10ppm以下、ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日連続しないこと



※2%除外値が0.10mg/m³以下、ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日連続しないこと

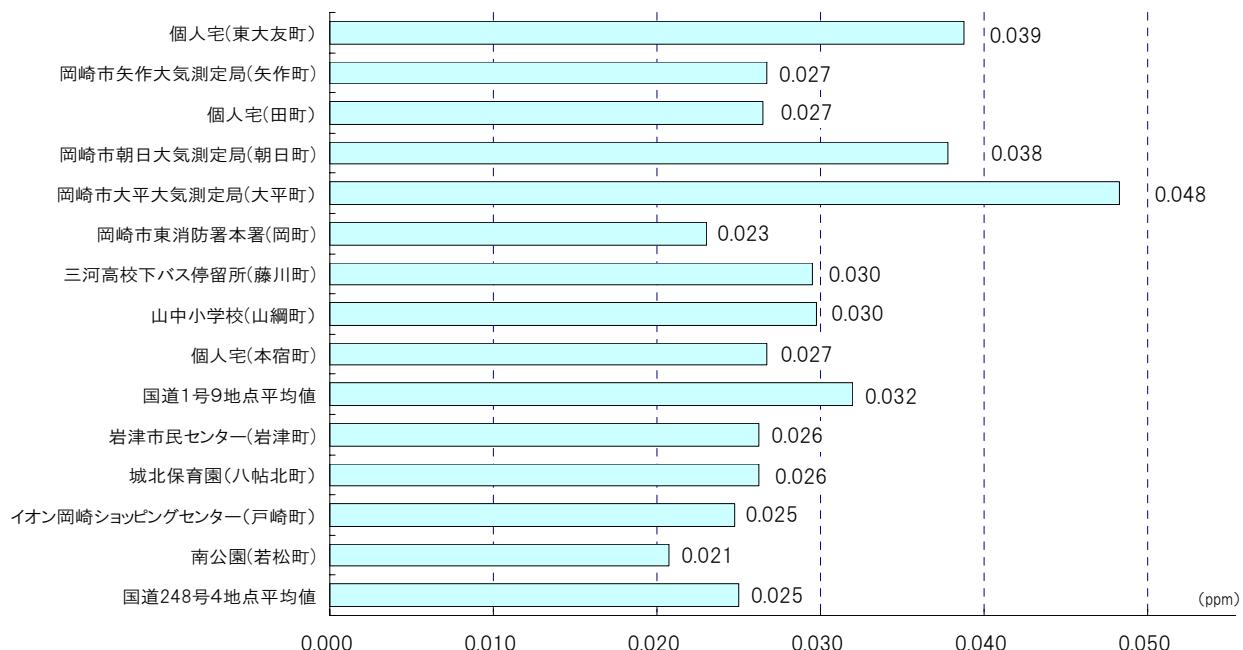


※年間を通じて1時間値が0.06ppm以下

② 二酸化窒素濃度状況

二酸化窒素の汚染状況を把握するため、国道1号沿線9地点及び国道248号沿線4地点について、フィルターバッジ法による簡易測定を実施しています。国道1号沿線9地点での平均値は0.032ppm、国道248号沿線4地点での平均値は0.025ppmでした。(図2-7)

図2-7 国道1号9地点及び国道248号4地点二酸化窒素簡易測定結果〔平成20年度〕



2 自動車に係る騒音・振動

① 国道1号

国道1号は、幹線道路として国の経済社会活動を支える重要な役割を担う一方、膨大な交通量のため沿線地域の環境に大きな影響を与えています。本市では市街地の中心部を通っており沿道に住宅も多く、また東名高速道路への乗り入れの便も良いため、特に夜間の大型車の混入率も高く、深刻な問題となっています。

[1] 騒音 環境基準

評価区間7区間（総延長距離17.0km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は73.3%でした。(表2-13)

表2-13 国道1号の沿線における環境基準の達成状況〔平成20年度〕

	評価区間内戸数（戸）	環境基準達成戸数（戸）	環境基準達成率（%）
昼間・夜間	3,204	2,349	73.3
昼間		2,855	89.1
夜間		2,355	73.5

[2] 騒音 要請限度（昼間：75dB・夜間：70dB）

調査地点7地点のうち昼間・夜間の両時間区分のいずれか、又は両時間区分で要請限度を超過していた地点は2地点でした。(表2-14)

表2-14 国道1号要請限度〔平成20年度〕

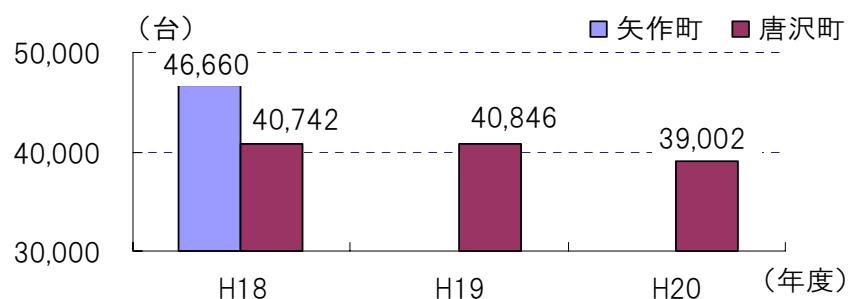
		地点数	割合(%)
要請限度以下		5	71.4
要請限度超過		2	28.6
内訳	昼間・夜間のいずれかで超過	2	28.6
	昼間・夜間ともに超過	0	0
合 計		7	—

[3] 振動 要請限度（第1種：昼間65dB・夜間60dB 第2種：昼間70dB・夜間65dB）
すべての調査地点で、要請限度を下回りました。

[4] 交通量

唐沢町において、愛知県トラック協会と協力して24時間交通量調査を実施しました。交通量及び貨物車混入率は、39,002台、33.9%でした。（図2-8）

図2-8 国道1号24時間交通量



② 幹線道路

交通公害の監視のため、幹線道路である国道437号、県道岡崎刈谷線、県道岡崎環状線、県道岡崎足助線、県道岡崎西尾線、県道南大須鴨田線及び県道東大見岡崎線において調査を実施しました。

[1] 騒音 環境基準

(ア) 県道岡崎刈谷線

評価区間3区間（総延長距離7.8km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は65.3%でした。（表2-15）

表2-15 県道岡崎刈谷線の沿道における環境基準の達成状況〔平成20年度〕

		評価区間戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	1,190	777	65.3	
昼間		1,062	89.2	
夜間		778	65.4	

(イ) 県道岡崎環状線

評価区間3区間（総延長距離11.7km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は69.4%でした。（表2-16）

表2-16 県道岡崎環状線の沿道における環境基準の達成状況〔平成20年度〕

	評価区間戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	2,839	1,970	69.4
昼間		2,289	80.6
夜間		2,130	75.0

(ウ) 県道岡崎足助線

評価区間3区間（総延長距離 10.9 km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 87.9%でした。（表2-17）

表2-17 県道岡崎足助線の沿道における環境基準の達成状況〔平成20年度〕

	評価区間戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	3,012	2,649	87.9
昼間		2,649	87.9
夜間		2,684	89.1

(エ) 県道岡崎西尾線

評価区間1区間（総延長距離 4.2 km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 98.8%でした。（表2-18）

表2-18 県道岡崎西尾線の沿道における環境基準の達成状況〔平成20年度〕

	評価区間戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	1,013	1,001	98.8
昼間		1,009	99.6
夜間		1,002	98.9

(オ) 県道南大須鴨田線

評価区間1区間（総延長距離 1.3 km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 98.2%でした。（表2-19）

表2-19 県道南大須鴨田線の沿道における環境基準の達成状況〔平成20年度〕

	評価区間戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	456	448	98.2
昼間		448	98.2
夜間		448	98.2

(カ) 県道東大見岡崎線

評価区間2区間（総延長距離 4.4 km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 83.6%でした。（表2-20）

表2-20 県道東大見岡崎線の沿道における環境基準の達成状況〔平成20年度〕

	評価区間戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	1,174	981	83.6
昼間		984	83.8
夜間		1,158	98.6

[2] 騒音 要請限度（昼間：75dB・夜間：70dB）

(ア) 県道岡崎刈谷線

調査した3地点のうち2地点で要請限度を超過しました。

(イ) 県道岡崎環状線

調査した3地点すべての地点で要請限度を下回りました。

(ウ) 県道岡崎足助線

調査した3地点すべての地点で要請限度を下回りました。

(エ) 県道岡崎西尾線

1地点で調査し、要請限度を下回りました。

(オ) 県道南大須鴨田線

1地点で調査し、要請限度を下回りました。

(カ) 県道東大見岡崎線

調査した2地点すべての地点で要請限度を下回りました。

(キ) 国道473号

1地点で調査し、要請限度を下回りました。

[3] 振動 要請限度（第1種：昼間65dB・夜間60dB 第2種：昼間70dB・夜間65dB）

調査を実施した幹線道路のすべての調査地点で、要請限度を下回りました。

③ 東名高速道路

東名高速道路は、市南東部の本宿町（283.9Kp付近）から北西部の仁木町（302.6Kp付近）にかけて全長約18.7Kmが市内を通っています。

東名高速道路騒音については、供用開始以来、住宅の防音工事の助成や防音壁の設置等の対策が行われてきましたが、その後に開発され住宅街となった地域もあり、自動車騒音に対する防音対策の要望が市に寄せられています。要望箇所については騒音測定を行い、その結果をもって防音壁設置等を管理者に要請しています。

④ 新幹線の騒音・振動

調査地点4地点において、軌道から25m及び50mの地点で調査を行っています。

東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は、騒音振動対策として、騒音・振動レベルが比較的小さい車両への取り換え、改良型の防音壁の設置やそのかさ上げ、有道床弹性枕木化、スパーク音を減少させる架線への取換え及びレールの削正などを実施し、騒音・振動の減少を図っています。

[1] 騒音（70dB）

上三ツ木町50m地点の1箇所を除き、7箇所で環境基準に不適合でした。（表2-21）

[2] 振動（70dB）

合歓木町25m地点の1箇所で振動対策指針値を上回りました。

表2-21 新幹線騒音・振動測定結果

(dB)

	騒音				振動			
	平成19年度		平成20年度		平成19年度		平成20年度	
	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m
正名町	73	71	73	71	66	61	66	63
上三ツ木町	75	72	72	68	65	59	64	57
福桶町	73	71	73	72	55	55	57	55
合歓木町	75	71	73	71	68	63	71	63

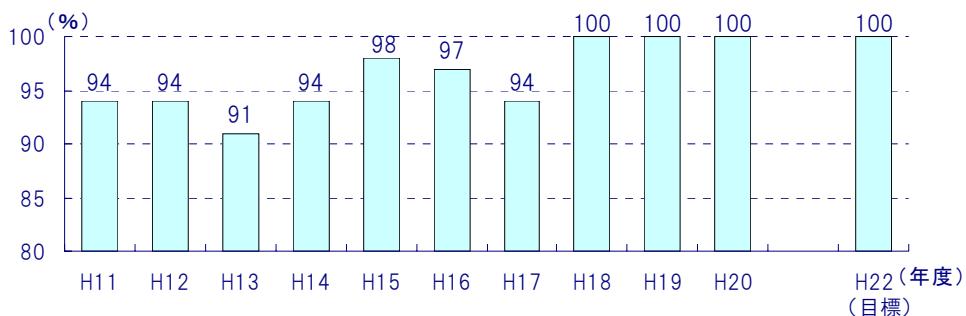
黒枠部分は騒音環境基準値及び振動指針値を超過していることを示します。

行動3 きれいな川を守る

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

■ BOD75%値 10 mg/l以下の地点数割合

図2-9 BOD75%値 10 mg/l以下の地点数割合 (%)



※BODとは、生物化学的酸素要求量のこと、河川の汚れの度合いを示す数値です。
この数値が大きいほど水中の汚染物質の量が多いことを示します。

取組1 家庭からの排水をきれいにします

○ 生活排水対策を支援します

- ・生活排水対策に関する学習会を開催します
- ・細目ストレーナー、三角コーナーの普及を促進します
- ・合併処理浄化槽の設置を促進します
- ・公共下水道の整備を推進します
- ・農業集落排水事業を推進します

■啓発活動

生活排水対策学習会

町内単位で説明会を開催しました。

〔平成20年度〕開催場所：切山町

開催内容：生活排水への関心を高める。

■ストレーナー・三角コーナーのあっせん

調理くずの流出を少なくするため、網目の細かい（1mm）ストレーナー及び三角コーナーを、市が安価であっせんすることにより普及を図っています。（表2-22）

➡ 平成21年度以降も継続予定です。

表2-22 ストレーナー・三角コーナーのあっせん

年度	総世帯数	あっせん世帯数
平成18年度	141,815	248 (34,548)
平成19年度	145,040	267 (34,815)
平成20年度	146,593	356 (35,171)

注：（ ）内はあっせん総数 平成21年4月1日現在

■生活排水対策

事業系の排水は水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（矢作川水系に係る上乗せ基準）、岡崎市生活環境保全条例などの法令により規制されています。

生活排水については、公共下水道、農業集落排水処理施設等による集合排水処理を進めていますが、これらの事業計画認可区域外の地区の一般家庭については、し尿のみの処理を行う単独処理浄化槽が多いため、し尿と併せ生活雑排水の処理も行える合併処理浄化槽の普及促進を図っています（浄化槽法の改正により、平成13年4月からの新設浄化槽は、すべて合併処理浄化槽となりました）。

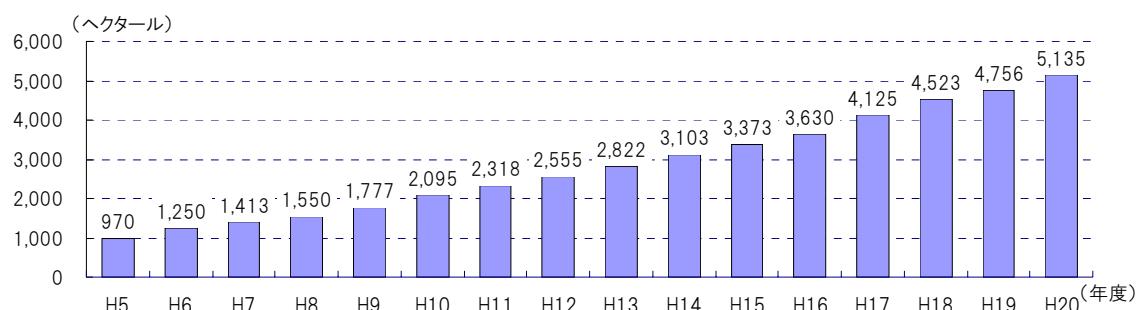
生活排水処理を適切に行うため、市民一人ひとりが家庭でできる浄化対策に努めていただけるよう、啓発活動を行っています。

■下水道整備状況

① 公共下水道整備状況

現在事業認可を受けている区域の整備を進めています。（図2-10）

図2-10 公共下水道整備状況（ヘクタール）



② 農業集落排水事業整備

農業振興地域の集落を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持のため、生活雑排水を集合処理する農業集落排水事業を進めています。

〔平成20年度〕処理面積：410ヘクタール（累計） 宮崎地区：整備中

➡ 平成21年度に完了予定です。

■補助制度

① 合併処理浄化槽設置費補助金

現在の河川などの汚れの主な原因是、台所や風呂、洗濯などで使われた生活雑排水だといわれています。市では、し尿だけでなく、これらの排水も処理できる合併処理浄化槽を設置するかたに対して補助金を交付しています。

公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業区域等以外の区域で、主に住宅用の合併処理浄化槽の設置に対して人槽区分ごとの予算の範囲内で申請書の先着順に受付けています。（表2-23）

② 転換整備事業

補助対象地域内に既設の単独処理浄化槽又は汲取り便所から、合併処理浄化槽への転換をより促進するために、自動的に合併処理浄化槽へ転換されるかたに対して、設置費補助金に上乗せ（補助対象は既設の単独処理浄化槽等の撤去費など 上限30万円）して交付しています。（表2-23）

➡ 平成21年度以降も継続予定です。

表2-23 合併処理浄化槽設置費補助金交付状況

設置状況

年度	設置基数	年度	設置基数	年度	設置基数
昭和63年度	24	平成7年度	194	平成14年度	83
平成元年度	44	平成8年度	149	平成15年度	145
平成2年度	55	平成9年度	166	平成16年度	134
平成3年度	60	平成10年度	99	平成17年度	122
平成4年度	109	平成11年度	235	平成18年度	145
平成5年度	164	平成12年度	364	平成19年度	140
平成6年度	159	平成13年度	337	平成20年度	153

平成20年度補助金交付実績

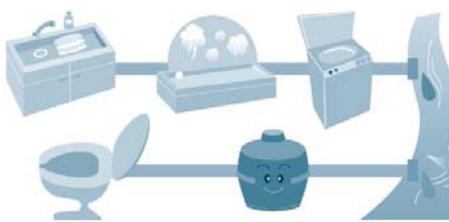
人槽区分	交付基数	1基あたり補助金額(千円)
5	47	332
7	89	414
10~	17	548
計	153	—

うち転換整備事業 15基

～単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い～

単独処理浄化槽

し尿だけを処理します。台所や風呂、洗濯などの生活雑排水が未処理なため、河川や海の汚濁の原因となっています。



合併処理浄化槽

し尿のほか生活雑排水も処理することから、河川や海の汚濁防止対策として重要な役割を果たしています。このように、合併処理浄化槽で生活雑排水を処理することにより、単独処理浄化槽で処理する場合と比較して、河川や海に放流する排水の汚濁を8分の1に減らすことができます。



取組2 事業所からの排水をきれいにします

○ 事業所排水対策を指導・支援します

- ・事業所排水の監視、指導を推進します
- ・工場等の環境保全施設の設置を支援します
- ・ゴルフ場における農薬の適正使用を指導します

※行動5 取組1（44ページ）をご覧下さい。

取組3 きれいな川を守る地域活動に参加・協力します

○ 川を守る地域活動を支援します

- ・流域での水質保全活動の支援や勉強会等を実施します
- ・流域の連携による水質保全活動を推進します
- ・広報等を通じて、地域活動への参加を呼びかけます

■河川の草刈りや清掃活動を行う団体への助成金を交付

〔平成20年度〕

市内の河川美化団体：9団体
主な活動内容：草刈り、清掃活動、
河川パトロール、看板設置他

➡ 平成21年度以降も継続予定です。



行動4 交通公害対策を推進する

交通公害低減のための施策

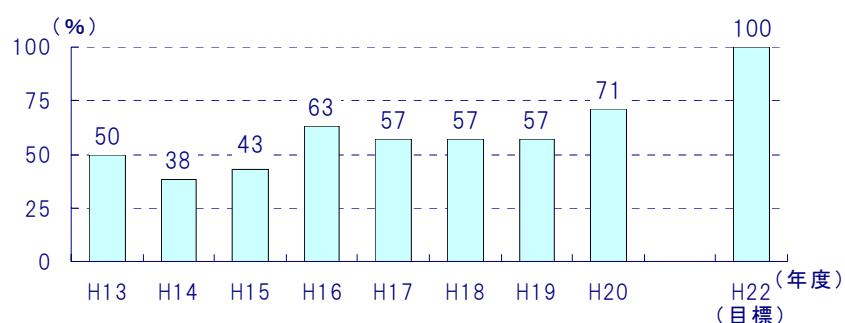
本市を含む中京地域は、自動車メーカーが産業の中心を担う地域であり、社会全体が自動車に依存しているともいえます。

しかし、その自動車社会の進展が、環境に多大な影響を及ぼしているのも事実です。いままでどおり自動車に依存した交通網ではなく、それに変わるシステムの構築、また、低公害車の普及に取組んでいかなければなりません。

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

■国道1号騒音要請限度以下の地点数割合

図2-11 国道1号騒音要請限度以下の地点数割合 (%)



取組1 交通公害低減のための自動車利用に努めます

○ 交通公害低減のための施策を実施します

- ・自動車から公共交通機関への代替性を検討し、必要に応じて公共交通の整備を要望します
- ・自動車公害に関する情報提供を行います
- ・公用車には低公害車を積極的に導入します
- ・低公害車の購入等に対して、経済的な支援措置を検討します

■公用車には低公害車を導入

買替え又は新たに必要となった公用車の購入にあたっては、岡崎市グリーン調達方針に基づき、できるかぎり低公害車を選択しています。

➡ 平成21年度以降も継続予定です。

① 平成20年度導入状況

低燃費かつ低排出ガス自動車を25台導入しました。低公害車の導入台数の合計は、平成20年度末現在で127台です。(表2-24)

表2-24 低公害車導入状況(公用車)

年度	天然ガス	ハイブリッド	電気	低燃費かつ 低排出ガス	計
平成15年度まで	11	2	2	21	36
平成16年度	4	0	(△1)	16	19
平成17年度	3	0	(△1)	10	12
平成18年度	4	1	0	17	22
平成19年度	0	0	0	17(△2)	15
平成20年度	0	0	0	25(△2)	23
計	22	3	0	102	127

※ ()は、廃車した台数を示しています。

② 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく低公害車の導入状況

県条例第80条第1項に基づく本市の導入目標は29%で、平成20年度末現在の導入実績は53%でした。

■低公害車購入費補助金

窒素酸化物及び粒子状物質の排出抑制並びに地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素の排出抑制のために、低公害車の普及の促進を図り、大気環境の改善に寄与することを目的とし、低公害車（電気・天然ガス・メタノール・ハイブリッド自動車）を購入した個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。平成20年度の交付件数は89件で、すべてハイブリッド自動車でした。（表2-25）

➡ 平成20年度に制度を見直します。

表2-25 低公害車購入費補助実績

年度	電気	天然ガス	メタノール	ハイブリッド	計
平成15年度	0	0	0	80	80
平成16年度	0	0	0	65	65
平成17年度	1	0	0	100	101
平成18年度	0	0	0	100	100
平成19年度	0	0	0	104	104
平成20年度	0	0	0	89	89
計	1	0	0	538	539

取組2 交通公害改善のための環境整備を推進します

1. 道路環境の整備を推進します

- ・広域的な道路網の整備を要望します

2. 交通公害監視体制を強化します

- ・公害監視体制の整備を推進します
- ・大型車の通行時間規制など交通規制の強化を要望します

■道路環境の整備

市内の幹線道路の慢性的な渋滞等により、沿線地域の環境に多大な影響を与えています。本市では、道路環境の整備を推進し、広域的な道路網の整備の要請、交通公害監視体制の強化、大型車の通行時間帯規制などの交通規制の強化の要望等、改善のための環境整備を進めています。

本市では、こうした国道1号の騒音・振動状況について沿線7地点で調査を行い、関係機関に対策を要請してきており、平成12年6月に、国、県、市等で構成する「国道1号岡崎地区道路交通騒音対策推進連絡会」により【沿道環境改善プログラム】がまとめられました。このプログラムに基づき沿道の環境改善が推進されており、国土交通省による対策として、平成20年度末までに、市内において、遮音壁設置（上り下り計4,642m・中央分離帯602.5m）、低騒音（排水性）舗装（上り下り計33,783m）が実施されました。平成20年度は、舗装の補修（菅生町、宇頭町 計2,400m : 33,000m²）が実施されました。

〔対策内容（抜粋）〕

- ①交通量分散のための道路ネットワークの整備（新東名や国道23号、県道、市道等のバイパス）
- ②道路構造の改善（低騒音（排水性）舗装、遮音壁・植樹帯の設置）
- ③交通規制の強化（速度規制、大型車の夜間中央車線走行規制）

■国道473号バイパス建設

国道1号から新東名ICまでのアクセス道路の整備

【区間】本宿町から桜山町 延長3,600m

〔平成20年度〕測量・設計・用地買収を実施

➡ 平成21年度以降も、測量・設計・用地買収等を進めます。

■衣浦岡崎線整備事業

【区間】上地町から中島町 延長 4,650m 幅 30m
 〔平成 20 年度〕一部区間（上地町から福岡町）開通

➡ 平成 21 年度以降も、残区間（福岡町から中島町）の用地買収、物件調査、道路築造工事等を進めます。

■「沿道環境改善プログラム（騒音対策）」に基づく国道1号の騒音対策

市内の国道1号沿道環境（騒音）の改善に向けての対策をします。

【区間】本宿町から矢作町

➡ 平成 21 年度以降も、舗装の補修に際しては、低騒音（排水性）舗装を実施していきます。

■国道1号岡崎環境整備事業（矢作地区・矢作橋架替）

【区間】八帖町から矢作町 延長 1,700m
 矢作地区（延長 1,400m 幅 30m）
 矢作橋架替（延長 300m 幅 24.8m）
 〔平成 20 年度〕用地買収、矢作橋架替工事施工

➡ 平成 21 年度以降も、用地買収・道路改良工事・矢作橋架替工事を進めます。

■新東名高速道路建設

【区間】宮石町から鳥川町 延長 21.2 km
 〔平成 20 年度〕用地買収、本線及び工事用道路建設を実施

➡ 平成 21 年度以降も、用地買収、本線及び工事用道路建設工事を進めます。

■岡崎市八帖交差点立体化促進

岡崎市八帖交差点（国道1号、国道248号）の立体化を進めます。

〔平成 20 年度〕平成 19 年度に「岡崎市八帖交差点渋滞対策懇談会」より提出された「提言書」についての地元報告会を開催

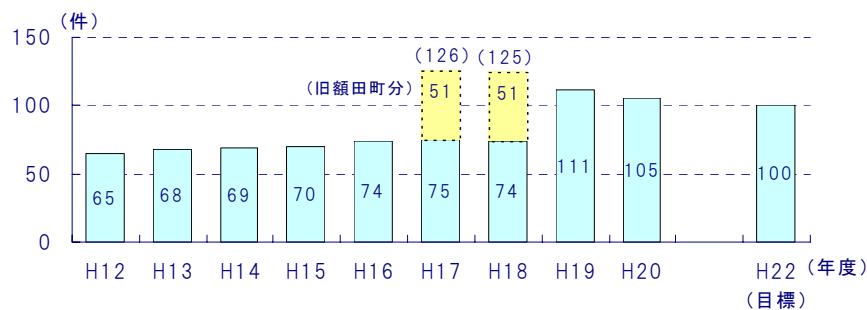
➡ 平成 21 年度以降も、引き続き地元説明会を開催し、意見集約を進めます。



岡崎市八帖交差点

行動5 事業所の環境対策を推進する

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)
■公害防止協定及び環境の保全に関する協定締結件数
図2-12 公害防止協定及び環境の保全に関する協定締結件数



※平成18年度までは、公害防止協定及び水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく環境保全協定締結件数

※平成19年度に、生活環境保全条例に基づき、旧額田町分も含め、協定を見直し再締結

新協定締結事業場一覧

001	アイシン・エィ・ダブリュ株式会社 岡崎工場	(岡町)	054	東海光学株式会社 本社工場	(恵田町)
002	アイシン・エィ・ダブリュ株式会社 岡崎東工場	(大幡町)	055	株式会社東陽 I D Dセンター	(岡町)
003	愛知時計電機株式会社 岡崎工場	(岡町)	056	有限会社東洋鍍金工業所	(宇頭町)
004	株式会社菱商店 岡崎工場	(大幡町)	057	東レ株式会社 岡崎工場	(矢作町)
005	株式会社菱商店 額田工場	(牧平町)	058	東レ・モノフィラメント株式会社 本社工場	(昭和町)
006	イケバ産業株式会社 本社工場	(中伊西町)	059	豊興工業株式会社	(鉢地町)
007	株式会社イズミ機械	(岡町)	060	豊田鉄工株式会社 額田工場	(中伊西町)
008	株式会社一心工業会	(細川町)	061	トヨタ部品愛知共販株式会社 額田センター	(中伊西町)
009	伊藤レーシングサービス株式会社	(富尾町)	062	株式会社トヨトミ 額田工場	(桜山町)
010	宇部生コンクリート株式会社 岡崎工場	(欠町)	063	豊臣機工株式会社 額田工場	(桜山町)
011	エイ・エス機工株式会社 岡崎工場	(羽栗町)	064	中川ヒューム管工業株式会社 岡崎工場	(美合町)
012	エラステック株式会社	(岡町)	065	名古屋鐵道株式会社 舞木検査場	(舞木町)
013	株式会社エンチョー ジャンボエンチョー岡崎店	(大平町)	066	株式会社日環サービス 合歓木リサイクルセンター	(合歓木町)
014	大谷化成	(宮崎町)	067	日本エスティル株式会社 岡崎工場	(日名北町)
015	太田油脂株式会社	(福岡町)	068	日本オート企画株式会社	(中金町)
016	岡崎技研株式会社	(大樹寺1丁目)	069	日本タッパー・ウェア株式会社 岡崎製作所	(牧平町)
017	株式会社オチアイネクサス	(真福寺町)	070	株式会社丹羽鉄工所 額田工場	(中伊町)
018	有限会社河口商店	(井田西町)	071	有限会社額田石材	(夏山町)
019	株式会社川本製作所 岡崎工場	(橋町)	072	服部工業株式会社	(羽根町)
020	幸南化工有限会社	(夏山町)	073	有限会社ビジテック	(美合町)
021	小島プレス工業株式会社 額田分工場	(片寄町)	074	富士機械製造株式会社 岡崎工場	(恵田町)
022	有限会社近藤開発 額田リサイクルセンター	(富尾町)	075	富士ファイン株式会社	(日名西町)
023	近藤工業株式会社 額田工場	(桜井寺町)	076	富士ファイン株式会社 花園事業所	(真福寺町)
024	株式会社サニックス 岡崎工場	(下青野町)	077	フタバ産業株式会社 岡崎工場	(橋目町)
025	三共コンクリート株式会社 岡崎工場	(岡町)	078	フタバ産業株式会社 高橋工場	(高橋町)
026	三新電線株式会社 河原工場	(滝町)	079	フタバ産業株式会社 六ヶ美工場	(在家町)
027	三新電線株式会社 十楽工場	(滝町)	080	合資会社双葉鍍金工業所	(鶴田町)
028	三新電線株式会社 本館事務所	(滝町)	081	豊和織維工業株式会社 岡崎工場	(桑谷町)
029	サン・ベルグラビアカントリー俱楽部株式会社	(鹿勝川町)	082	マキ工業有限会社	(桜山町)
030	株式会社サンボーリサイクルセンター三河工場	(合歓木町)	083	株式会社マキタ 岡崎工場	(合歓木町)
031	有限会社サンリッチ	(大高味町)	084	松岡コンクリート工業株式会社 愛知工場	(銀塙町)
032	三立プレコン株式会社 雨山工場	(雨山町)	085	マルサンアイ株式会社 本社工場	(仁木町)
033	三立プレコン株式会社 大代工場	(大代町)	086	マルヤス工業株式会社 岡崎工場	(橋目町)
034	株式会社三龍社 本社工場	(上六名町)	087	三河珪石株式会社 額田工場	(桜井寺町)
035	株式会社ジェイテクト 岡崎工場	(市場町)	088	水野産業株式会社 岡崎支店	(大樹寺1丁目)
036	株式会社ジェイテクト 花園工場	(真福寺町)	089	三井ミーハナイト・メタル株式会社 岡崎工場	(岡町)
037	柴田興業株式会社 額田工場	(雨山町)	090	三菱自動車工業株式会社 岡崎地区	(橋目町)
038	株式会社スイートガーデン 中部工場	(牧平町)	091	ユニチカ岡崎興産株式会社	(日名北町)
039	スタunner電気株式会社 岡崎製作所	(牧平町)	092	ユニチカ株式会社 岡崎事業所	(日名北町)
040	セントラルコンベンヤー株式会社 額田工場	(桜形町)	093	株式会社ユニチカ環境技術センター 中部事業所	(日名北町)
041	第一アスコン協同組合 岡崎工場	(下佐々木町)	094	ユニチカファイバー株式会社 岡崎工場	(日名北町)
042	株式会社高木運輸 岡崎営業所	(牧平町)	095	リコーエレメックス株式会社 岡崎事業所	(井田町)
043	株式会社高木工業所 額田工場	(中伊西町)	096	株式会社レッドバロン	(中金町)
044	株式会社高木製作所 岡崎工場	(牧平町)	097	イオンモール株式会社 イオンモール岡崎	(戸崎町)
045	武田機工株式会社 額田工場	(桜井寺町)	098	日清紡績株式会社 美合工機事業所	(美合町)
046	有限会社竹田鍍金工業所	(菱町)	099	日清紡績株式会社 美合事業所	(美合町)
047	株式会社中部資源 上佐々木工場	(上佐々木町)	100	株式会社セキソー 岡崎工場	(日名北町)
048	株式会社デンソー 額田テストセンター	(切山町)	101	株式会社セキソー 菓工場	(岡町)
049	株式会社トーアミ 愛知第一・第二工場	(牧平町)	102	アンデン株式会社 岡崎工場	(真福寺町)
050	株式会社トーアミ 愛知第三工場	(上衣文町)	103	協同組合 岡崎石製品工場公園団地	(稻熊町)
051	東亜道路工業株式会社 岡崎アスコン	(真福寺町)	104	理化精機株式会社 桜山工場	(桜山町)
052	東海光学株式会社 鴨田工場	(鶴田本町)	105	豊田バンモップス株式会社	(舞木町)
053	東海光学株式会社 薄膜事業所	(真福寺町)			



取組1 公害防止対策を推進します

○ 公害防止対策を支援します

- ・環境保全施設等の整備について経済的支援を推進します
- ・生活環境等影響調査の実施を指導します
- ・公害防止に対する指導、公害の監視を徹底します
- ・適正な土地利用計画により公害の未然防止を推進します
- ・化学物質の調査・厳重保管を推進します

■公害防止施設整備資金融資あっせん

中小企業の事業活動により発生する公害を防止する施設の整備資金として、中小企業者が公害防止施設整備計画を定めるとともに、1,000万円以内の融資（融資期間7年以内）を受ける場合は、そのあっせんをしています。

〔平成20年度〕該当なし

➡ 平成21年度に新制度へ移行します。

■公害防止施設整備資金利子補給補助金

中小企業者の事業活動により発生する公害を防止するため、公害防止施設整備資金として融資を受けた場合は、当該融資金の所定の利子額に相当する額を利子補給金（期間5年以内）として交付しています。

〔平成20年度〕2件

➡ 平成21年度に新制度へ移行します。

■生活環境等影響調査

生活環境等影響調査条例に基づき、土地の形状変更により周辺地域の生活環境や自然環境に及ぼす影響が著しいものとなるおそれがある事業について、事業者に対し、生活環境等に及ぼす影響を低減するための生活環境等影響調査を義務付け、提出された報告書を縦覧しています。

〔平成20年度〕調査及び報告書の縦覧 該当なし

■事業所監視

事業者に対し立入検査を実施し、各法令に基づく排出基準や協定値を遵守するよう指導するとともに、排出ガス及び排出水等の検査を行っています。

また、問題があった場合は、速やかに改善するよう指導しています。

➡ 平成21年度以降も継続します。

① 事業所立入件数

関係法令及び協定等に基づき事業所への立入りを行っています。

〔平成20年度〕341件

② 事業者による報告

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気基準適用施設からの排出ガス及び水質基準適用事業場からの排出水について、ダイオキシン類の測定結果の報告を受けています。

〔平成20年度〕

大気基準適用施設からの排出ガス及び水質基準適用事業場からの排出水について、いずれも排出基準に適合していました

③ 行政検査による監視件数（表2-26）

表2-26 行政検査による監視件数〔平成20年度〕

内 容	件数
ばい煙測定	3
燃料中の硫黄分測定	7
事業場採水（水質検査）	110
ゴルフ場採水（農薬検査）	10
ダイオキシン類検査	2
排出ガス中	1
排出水中	

■公害防止の体制

① 公害防止協定及び環境の保全に関する協定

昭和48年度以降、主要工場及び大規模住宅団地を対象に公害防止協定及び環境保全協定の締結を進め、公害対策、環境保全を推進してきました。しかし、協定締結開始より34年が経過し、その間に環境法令の整備が進み、平成18年1月には、旧額田町との合併、同年10月には岡崎市生活環境保全条例が施行されるなど、本市を取り巻く環境も大きく変化したことから、平成19年度に協定の見直しを行いました。

平成21年4月1日現在、105工場と新しい協定を締結しています。

これら協定締結工場には、定期的に公害監視状況の報告を義務づけるとともに、市も立入調査を実施して公害の未然防止に努めています。

また、4ゴルフ場と農薬使用に関する協定を締結しており、農薬の適正使用の指導をしています。

なお、ゴルフ場との協定についても「環境の保全に関する協定」に合わせて、平成21年度に見直しを行う予定です。

② 環境の保全上の支障を防止するための事前指導

建築確認申請時に定められた施設について、「岡崎市生活環境保全条例」に基づき、環境の保全上の支障を防止するための届出書を提出するよう指導しています。平成20年度における届出件数は1件でした。

届出は、環境法令又は条例に規定する施設の設置及び規制対象業種に対して、新たに設置する事業所、工場等を対象としています。

事前指導の主なものとしては、環境法令又は条例に規定する届出、規制の遵守及び対策、また、アイドリングストップなどの周知や環境美化に関するものも含め指導しています。

平成21年度以降も継続します

■P R T R法における化学物質対策

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」では、業種や従業員数等一定の要件を満たす事業者は、毎年、前年度に各事業所で取扱った化学物質について、大気や河川等の環境中へ排出する量及び廃棄物等として事業所外へ移動する量を把握し、その結果について自治体を経由し国へ届出ることが義務付けられています。

① 業種別届出状況

平成20年度は、平成19年度の排出量・移動量について、117事業所から届出があり、業種別では燃料小売業の49件が最も多く、次いで、自動車整備業の13件の順でした。（表2-27）

表2-27 業種別届出状況〔平成20年度〕

業種		届出数	業種		届出数
製造業	食品製造業	3	製造業	精密機械器具製造業	2
	繊維工業	1		その他の製造業	2
	化学工業	6	鉄鋼業		2
	プラスチック製品製造業	1	鉄道業		1
	窯業・土石製品製造業	3	石油卸売業		1
	非鉄金属製造業	4	燃料小売業		49
	金属製品製造業	2	自動車整備業		13
	一般機械器具製造業	8	一般廃棄物処理業		3
	電気機械器具製造業	2	産業廃棄物処理業		2
	輸送用機械器具製造業	12	合計		117

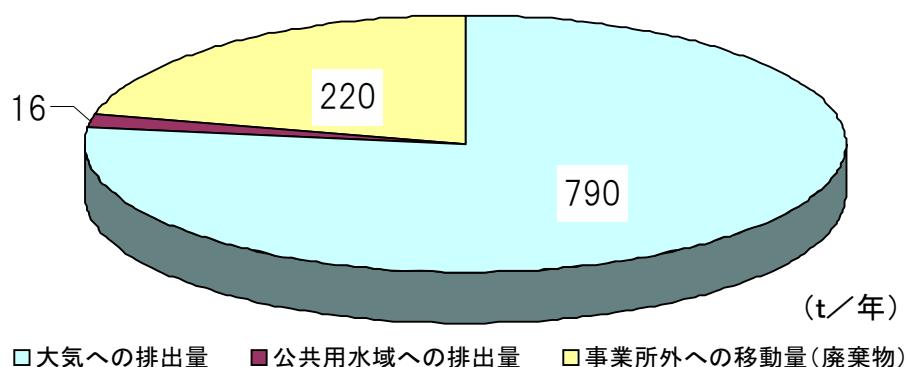
② 届出された排出量及び移動量の状況

平成20年度に届出のあった、平成19年4月から翌年3月までの1年間の排出量等の集計結果は次のとおりです。なお、集計値は原則として、有効数字2桁で記載しています。また、ダイオキシン類は含まれていません。

[1] 届出排出量及び移動量

平成19年度分の届出排出量は810t（愛知県：17,000t）、移動量は220t（愛知県：16,000t）でした。媒体別届出排出量及び移動量は、大気への排出量790t、公共用水域への排出量16t、事業所外への移動量は220tでした。なお、土壤への排出、事業所内での埋立処分、下水道への移動の届出はありませんでした。（図2-13）

図2-13 媒体別届出排出量及び移動量〔平成19年度分〕

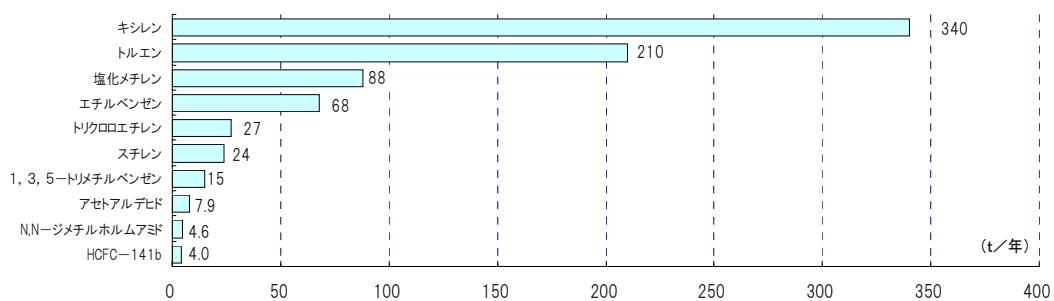


[2] 媒体別の届出量及び移動量

(ア) 排出量

届出排出量の多い順にキシレン、トルエン、塩化メチレンの順でした。なお、キシレンやトルエンは溶剤、合成原料やガソリン等として、塩化メチレンは金属洗浄剤や溶剤として幅広く使用されています。（図2-14）

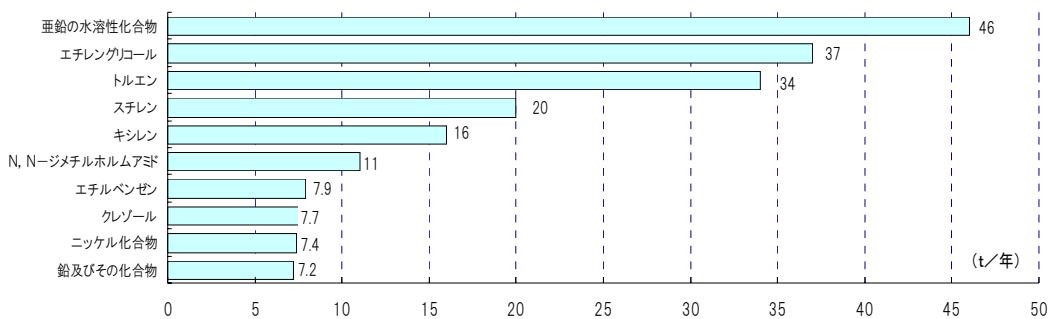
図2-14 排出量の上位10物質とその排出量〔平成19年度分〕



(イ) 移動量

届出移動量の多い順に亜鉛の水溶性化合物、エチレングリコールの順でした。(図2-15)

図2-15 移動量の上位10物質とその移動量〔平成19年度分〕



■県条例における化学物質対策

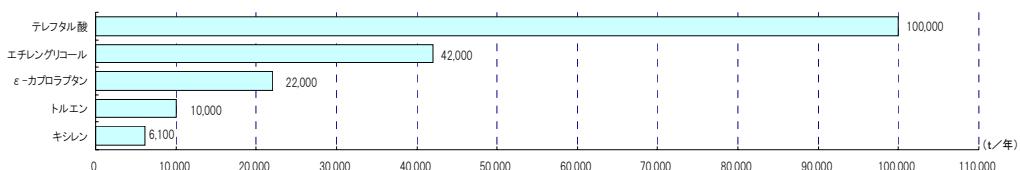
平成17年度から「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、取扱量の届出が義務付けられ、平成20年度は、106事業所から届出がありました。届出物質はPRTR法と同じですが、特定要件施設を有することのみにより届出対象となった事業者は届出対象から除かれます。

○届出された取扱量の状況

平成20年度に届出のあった平成19年4月から翌年3月までの1年間の取扱量の集計結果は次のとおりです。なお、集計値は原則として、有効数字2桁で記載しています。また、ダイオキシン類は含まれていません。

届出取扱量の多い順にテレフタル酸、エチレングリコール、 ϵ -カプロラクタムの順でした。テレフタル酸はPET樹脂の原料として使用されています。(図2-16)

図2-16 取扱量の上位5物質とその取扱量〔平成19年度分〕



取組2 環境マネジメントシステムに取り組みます

○ 環境マネジメントシステムの取組を支援します

- ・環境マネジメントシステムに関する情報提供、取り組みに関する支援を行います
- ・中小企業向けの岡崎版事業所環境ISOの構築に取り組みます

■ ISO14001認証取得に対する支援

認証に向けて取組んでいる事業所から要請があれば、市の職員が講師として出向いています。また、環境関連市条例等について情報提供しています。

→ 平成21年度以降も継続します。

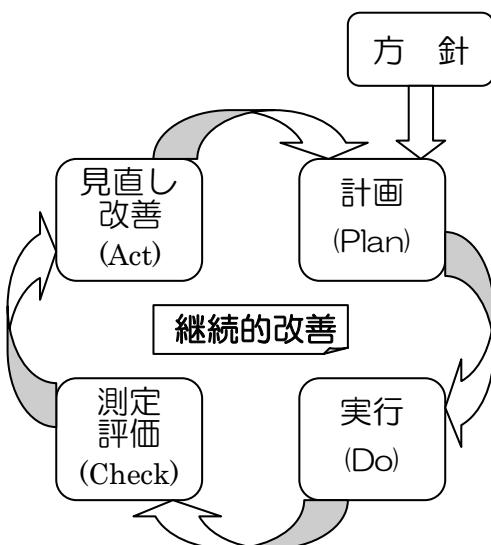
■ 岡崎版事業所環境ISO

事業所における環境活動を促進するために、国際規格ISO14001の基本的な要素であるP D C Aサイクルを取り入れ、エネルギー使用量及び廃棄物の管理を主な項目とした、簡易版の環境マネジメントシステムを提供しています。

〔平成20年度〕登録事業所 81事業所

→ 平成21年度は継続し、その後見直しを検討します。

環境マネジメントシステム体系



行動6 近隣公害対策を推進する

取組1 近隣公害防止のための活動を実践します

○ 近隣公害の防止を指導します

- ・公害苦情への早期対応を指導します
- ・深夜飲食店営業やカラオケ、拡声器などからの近隣騒音に対する改善の指導や啓発を推進します

取組2 地域の連携で近隣公害を防止します

○ 近隣公害防止のための地域活動を支援します

- ・地域ルールづくりなどの地域活動を支援します

■公害苦情処理

平成20年度の公害苦情の受付件数は353件あり、公害の種類別では、大気汚染161件、水質汚濁44件、騒音77件、振動8件、土壤汚染3件、地盤沈下0件、悪臭48件、典型7公害以外12件でした。

苦情の内容としては前年度に引き続き、屋外焼却（事業所、家庭）によるものが多くありました。（表2-28）（図2-17）

→公害苦情の連絡を受けたときは原因を調査し、問題があった場合は改善するよう指導等を行い、早期に解決できるよう努めています。

表2-28 公害の種類別苦情処理件数の推移

(件)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壤汚染	地盤沈下	悪臭	その他	計
平成16年度	156	39	99	5	0	0	49	30	378
平成17年度	173	31	73	9	0	0	61	16	363
平成18年度	159	47	89	5	0	0	51	24	375
平成19年度	151	51	76	6	2	0	44	11	341
平成20年度	161	44	77	8	3	0	48	12	353

図2-17 公害の種類別苦情処理件数の推移

